

前橋市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項前段の規定により、前橋市長職務代理者から令和7年12月24日付けで令和6年度包括外部監査の結果に対する措置状況の通知があったので、同項後段の規定により別紙のとおり公表します。

令和8年1月9日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊行
同	横	山	勝彦
同	近	藤	登